



# 三重県公報

平成29年3月17日（金）

第 2886 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
8	三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	2
9	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	2
<b>告 示</b>			
160	三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示	( 文 化 振 興 課 )	2
161	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	3
162	土砂災害警戒区域の指定	( 流 域 管 理 課 )	3
163	同件	( 同 )	4
164	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 同 )	4
165	同件	( 同 )	10
166	都市計画事業の事業計画の変更認可	( 都 市 政 策 課 )	15
167	同件	( 同 )	15
168	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	(ものづくり推進課)	15
<b>内 水 面 告 示</b>			
1	第五種共同漁業権に係る平成29年度目標増殖量	(内水面漁場管理委員会)	16
<b>公 告</b>			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	17
	同件	( 同 )	17
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	17

規 則

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十九年三月十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八号

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県県税犯則取締事務取扱規則（昭和二十四年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。  
第一条の次に次の一条を加える。

（検税吏員）

第一条の二 知事は、徴税吏員を、県税に関する犯則事件について、質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押え（以下「調査」という。）又は報告、通告若しくは告発を行う徴税吏員（以下「検税吏員」という。）に指定する。

第二条第二項中「知事が命じた吏員（以下「検税吏員」という。）」を「検税吏員」に改め、同条第三項中「質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押え（以下「調査」という。）」を「調査」に、「検税吏員証」を「徴税吏員証」に改め、「携帯し」の下に「、関係人の請求があつたときは、これを提示し」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十九年三月十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第九号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和二十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第三条を次のように改める。

（徴税吏員証）

第三条 徴税吏員は、県税の賦課徴収に関する調査のため質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求をする場合、徴収金の滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索をする場合又は県税に関する犯則事件について、質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押えをする場合においては、第一号様式による証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

様式目次中 「二 第三条 県税滞納者財産差押証票  
三 第三条 検税吏員証」を「二・三 削除」に改める。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第二号様式及び第三号様式 削除

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 160 号

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱（平成 26 年三重県告示第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を、「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加え、同項第 2 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を、「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 161 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松阪市（次の図に示す部分に限る。）、多気郡大台町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、多気郡大台町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かんよう
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 162 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神屋Ⅳ	名張市神屋吉原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
布生Ⅳ	名張市布生 （詳細は次の図のとおり）	土石流
布生Ⅶ	名張市布生 （詳細は次の図のとおり）	土石流
名張川ケンシ谷	名張市家野 （詳細は次の図のとおり）	土石流
鵜山Ⅱ	名張市鵜山 （詳細は次の図のとおり）	土石流
鵜山Ⅳ	名張市鵜山 （詳細は次の図のとおり）	土石流
鵜山Ⅴ	名張市鵜山 （詳細は次の図のとおり）	土石流
奈垣 13	名張市奈垣及び神屋 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

八幡 7	名張市鷯山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
------	-----------------------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 163 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福川 2-1	伊賀市福川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
福川 4-2	伊賀市福川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
諸木 2	伊賀市諸木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ウニデ谷 1-1	伊賀市腰山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ウニデ谷 2-1	伊賀市腰山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ウニデ谷 2-2	伊賀市腰山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
馬場谷-4	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長剣	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ハナ谷	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
坊谷川	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
平尾川	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
老川 2	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
コッタン谷-2	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
コッタン谷-3	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
老川 4	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
北野谷	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
福川 6	伊賀市福川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 164 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
神屋Ⅰ	名張市神屋百々 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神屋Ⅱ	名張市神屋百々 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神屋Ⅲ	名張市神屋吉原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
布生Ⅰ	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
布生Ⅱ	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
布生Ⅲ	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
布生Ⅴ	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
折戸川タカツユ谷	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
布生Ⅵ	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奈垣Ⅰ	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神屋Ⅴ	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神屋Ⅵ	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奈垣Ⅱ	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
葛尾Ⅰ	名張市葛尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
名張川オヒヤ谷	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
名張川タミノ谷	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
名張川ハイガクボの谷	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
家野Ⅰ	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
家野Ⅱ	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
薦生Ⅰ	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
薦生Ⅱ	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鶴山Ⅰ	名張市鶴山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西田原Ⅱ	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西田原Ⅲ	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
薦生Ⅲ	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
薦生Ⅳ	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

薦生 V	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鶴山 III	名張市鶴山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
薦生 VI	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西田原 V	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
八幡 I	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西田原 VI	名張市西田原及び八幡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奈垣 3	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 1	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 6	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 5	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 1	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 4	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 6	名張市神屋羽根 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 9	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 15	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 10	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 2	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 8	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 7	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 2	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 11	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 9	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 12	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 17	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 10	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 8	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 4	名張市神屋百々 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 11	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

神屋 7	名張市神屋百々 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 5	名張市神屋百々 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 3	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 13	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 9	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 2	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 12	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 10	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 24	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 11	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 18	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 12	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 17	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 5	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 16	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 28	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 3	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 8	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 15	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 18	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 19	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 7	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 14	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 13	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 14	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 14	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 15	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 20	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

奈垣 16	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 17	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 21	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 22	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 23	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 24	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 25	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 19	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 20	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 26	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 27	名張市奈垣及び神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奈垣 18	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布生 23	名張市布生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葛尾 1	名張市葛尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葛尾 3	名張市葛尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葛尾 2	名張市葛尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家野 1	名張市葛尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家野 2	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家野 4	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家野 3	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薦生 5	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 4	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴山 1	名張市鶴山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴山 4	名張市鶴山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴山 3	名張市鶴山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴山 2	名張市鶴山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 2	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 3	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西田原 1	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 5	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 9	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薦生 1	名張市薦生及び八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 1	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 9	名張市西田原及びさつき台 1 番町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葛尾 6	名張市葛尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薦生 2	名張市葛尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薦生 3	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 4	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家野 5	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 8	名張市家野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 6	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鵜山 6	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鵜山 7	名張市鵜山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鵜山 9	名張市鵜山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 2	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 3	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 5	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 7	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鵜山 8	名張市鵜山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 8	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田原 6	名張市西田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 10	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 11	名張市西田原及びさつき台 2 番町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薦生 4	名張市薦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡 12	名張市八幡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

### 三重県告示第 165 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
福川 1	伊賀市福川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
福川 2-2	伊賀市福川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
福川 3	伊賀市福川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
福川 4-1	伊賀市福川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
諸木 1-1	伊賀市諸木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
諸木 1-2	伊賀市諸木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
諸木 3	伊賀市諸木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ウニデ谷 1-2	伊賀市腰山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ウニデ谷 1-3	伊賀市腰山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ウニデ谷 2-3	伊賀市腰山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
山口谷川-1	伊賀市腰山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
山口谷川-2	伊賀市腰山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
甲田川	伊賀市腰山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
スヤマ谷	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
イヤマ谷	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
オバサマ谷	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
馬場谷-1	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
馬場谷-2	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
馬場谷-3	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
天宮谷	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ヒラ谷	伊賀市霧生 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

カンジョウシ谷	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ミチ谷	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山ノ田川	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬古谷川-1	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬古谷川-2	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬古谷川-3	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
金宮谷川	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ホチ谷川	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
霧生 1	伊賀市霧生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
老川 1	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ドノウエ谷	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
老川 3	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
コッタン谷-1	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
コッタン谷-4	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岡部谷	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
種生 1	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
タケノオ谷	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒岩谷	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
カムギ谷	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
種生 2-1	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
種生 2-2	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
種生 3	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
種生 4	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
福川 1	伊賀市福川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福川 2	伊賀市福川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり





老川 18	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
老川 19	伊賀市老川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 1	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 2	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 3	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 4	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 5	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 6	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 7	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 8	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 9	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 10	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 11	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 12	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 14	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 15	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 16	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 17	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 18	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 19	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 20	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 21	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 22	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 23	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 24	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 25	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種生 26	伊賀市種生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧

に供します。)

### 三重県告示第 166 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
津都市計画公園事業  
5・5・3 号中勢グリーンパーク
- 3 事業施行期間  
平成 9 年 9 月 19 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

### 三重県告示第 167 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
松阪市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松阪都市計画公園事業  
6・6・2 号松阪市総合運動公園
- 3 事業施行期間  
平成 8 年 10 月 29 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

### 三重県告示第 168 号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成 26 年三重県告示第 227 号）の一部を次のように改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 の表中めっき厚さ測定器の項、凍結融解試験機の項、引張せん断試験機の項、純曲げ試験機の項、圧縮試験機の項、表面試験機の項、測色色差計の項、真空凍結乾燥機の項及び繊維熱物性測定装置の項を削り、同表に次のように加える。

サーモグラフィー	270	70
充放電試験装置	270	60
環境試験器（恒温恒湿）	270	90

ハイブリッド成形機（ハイブリッド成形）	270	2,740
ハイブリッド成形機（射出成形）	270	1,760

3 の表中 E D X 付走査型電子顕微鏡の項、小型オートクレーブの項及び表面粗さ計の項を削る。

**内水面告示**

**三重県内水面漁場管理委員会告示第 1 号**

第五種共同漁業権に係る平成 29 年度目標増殖量を次のとおり定めました。

平成 29 年 3 月 17 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平 野 金 人

平成 29 年度目標増殖量

(単位：k g)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚 種							
		あゆ	あまご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ	もくずがに
三重内共 第 1 号	桑 員 河 川	640	30	420	1 か所	30	30		
〃 第 2 号	鈴 鹿 川	70	90						
〃 第 3 号	雲 出 川	590	230						
〃 第 4 号	中 村 川	140	10	10	1 か所				
〃 第 5 号	阪 内 川	70	40						
〃 第 6 号	伊 賀 川	690	360	40	1 か所	140	100		
〃 第 8 号	名 張 川	910	80	20	1 か所	10			
〃 第 9 号	青蓮寺川香落	270	40	10		30			
〃 第 10 号	長瀬太郎生川	380	140		1 か所				
〃 第 11 号	櫛田川第一	60							
〃 第 12 号	櫛田川河川	330							
〃 第 13 号	香 肌 峡	270							
〃 第 14 号	櫛田川上流	170	400						
〃 第 15 号	宮 川	420	70		1 か所	10		30	
〃 第 16 号	宮 川 上 流	870	210	10	1 か所	20	10	10	
〃 第 17 号	大 内 山 川	760	70					10	2,960 尾
〃 第 18 号	赤 羽 川	80							
〃 第 19 号	銚 子 川	80	10						
〃 第 20 号	銚 子 川	290	50						
〃 第 21 号	大又川飛鳥五郷	330							

※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。

※ 「こい」については、平成 28 年 6 月 28 日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号により放流等が制限されています。

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

あゆ	1 尾当たりの重量	3~10 g
あまご・にじます	〃	3~50 g
おいかわ	〃	1~10 g
こい・ふな	〃	5~50 g
うなぎ	〃	10~50 g

## 公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成29年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
川越町
- 2 調査を行った期間  
平成22年6月から平成27年3月まで
- 3 成果の名称  
川越町（当新田③の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
川越町当新田地内
- 5 認証年月日  
平成29年3月6日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成29年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
川越町
- 2 調査を行った期間  
平成25年6月から平成28年3月まで
- 3 成果の名称  
川越町（亀須新田①）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
川越町亀須新田地内
- 5 認証年月日  
平成29年3月6日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成29年2月17日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

平成29年3月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
員弁郡東員町山田

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>